

(目的)

第1条 この規則は、行政区を設置することにより行政区及び本市行政の簡素化と円滑な運営を図り、市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 [前条](#)の行政区を、[別表](#)のとおり設置する。

2 行政区を新たに設置しようとする場合においては、その区域内の世帯数がおおむね40世帯以上で組織するものとする。

(選出)

第3条 行政区に、区長を置く。

2 行政区に、その運営上必要なその他の役員を置くことができる。

3 [前2項](#)の区長及びその他の役員は、[前条](#)別表に定める行政区ごとに当該市民の中から選出された者とする。

(職務)

第4条 区長の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 区内を統括し、区を代表する。

(2) 区の運営を掌り、区民の要望又は希望を関係機関に進達すること。

(3) 市行政事務の運営、業務及び市の必要とする関係団体等を援助協力すること。

(任期)

第5条 区長及びその他の役員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠の区長及びその他の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(異動)

第6条 区長に異動を生じたときは、[第3条第2項](#)の規定によりその後任者を選出し、役職名、氏名、住所及び異動年月日を文書により市長に届け出るものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成19年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年規則第17号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成31年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

水口地域	水口第1区、水口第2区、水口第3区、水口第4区、水口第5区、水口第6区、水口第7区、水口第8区、水口第9区、南区、水口第10区、水口第11区、水口第12区、水口第13区、水口第14区、水口第15区、水口第16区、水口第17区、城南区、水口第18区、水口第19区、水口第20区、水口第21区、水口第22区、幸ヶ平、朝日が丘、古城が丘、東古城が丘、古城が丘緑、岡の郷、林口、名坂、東名坂、名坂堂山、松尾、松尾団地、水口松尾台、中畑、新城、城が丘、つつじが丘、今郷、巖峨、和野、八田、春日、下山、伴中山、山、広野台東、広野台西、桜ヶ丘、第三水口台、第四水口台、菅谷、泉、酒人、植、宇田、北脇、山手、宮前、大法寺、柏貴、虫生野、貴生川第1、貴生川第2、貴生川第3、西内貴、北内貴、宇川、岩坂、高山、三大寺、かふかの丘、三本柳、牛飼、柚中、山上
土山地域	大河原1、大河原2、東野1、東野2、西野1、西野2、黒滝、上の平、中之組、川西、黒川市場、猪鼻、山中、笹路、山女原、南東、南中、南西、北東、北芝、北中、北西、平子、東瀬音、西瀬音、青土、野上野、大澤、頓宮、前野、市場、徳原、三軒家、片山、今宿、里、新里、末田
甲賀地域	櫛野、神、大原上田、大久保、大原中、拝坂、鳥居野、相模、大原市場、高野、油日、上野、鹿深台、田堵野、滝、毛枚、和田、高嶺、五反田、小佐治、神保、隠岐、岩室

甲南地域	寺庄、葛木、深川、深川市場、稗谷、森尻、宝木、池田、池田団地、磯尾、竜法師、野尻、野田、杉谷、新治、塩野、市原、柑子、下野川、上野川、下馬杉、上馬杉、耕心、ニューポリス、希望ヶ丘、希望ヶ丘本町
信楽地域	長野、神山、江田、田代、畑、宮町、黄瀬、牧、勅旨、丸岡、西、柞原、中野、杉山、しがらきニュータウン、小川、小川出、上朝宮、下朝宮、宮尻、多羅尾